

議員提出第二十七号議案

個人所得課税の扶養控除縮小等に反対する意見書

政府においては、平成二十三年度から所得税の配偶者控除の廃止の方針を示しており、さらに、政府税制調査会は、平成二十二年度税制改正を検討する中で、子ども手当の創設に伴い一般の扶養控除の縮小や公立高校授業料の無料化との関連で十六歳から二十二歳までの扶養親族のいる者の所得金額から差し引く特定扶養控除の廃止・縮小を検討しており、国民の大規模な増税につながる内容となっている。

家計の負担は、本年九月からの年金・健康保険・雇用保険の保険料の引き上げなど、社会保障制度の改定により重くなっており、各種所得控除の廃止・縮小が地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復に深刻な影響を及ぼすことが強く懸念される。

国は、各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税收の自然増を図るとともに、歳出削減を始め国民が納得できる歳出改革を行うべきである。

よって、国会及び政府におかれては、こうした状況を十分考慮し、個人所得課税の検討に当たっては、安易に扶養控除縮小等を行うことのないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿

国家戦略担当大臣 菅直人殿

総務大臣 原口一博殿

財務大臣 藤井裕久殿